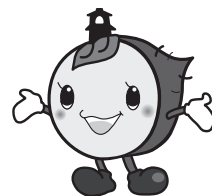


イーブン



2022.9

Vol.56

川越市と男女共同参画の100年

大正11年に生まれた「川越市」は今年、市制施行100周年を迎えます。この長い時の間に、人々の暮らしは大きく変わりましたが、女性を取り巻く環境はどのように変化したのでしょうか。

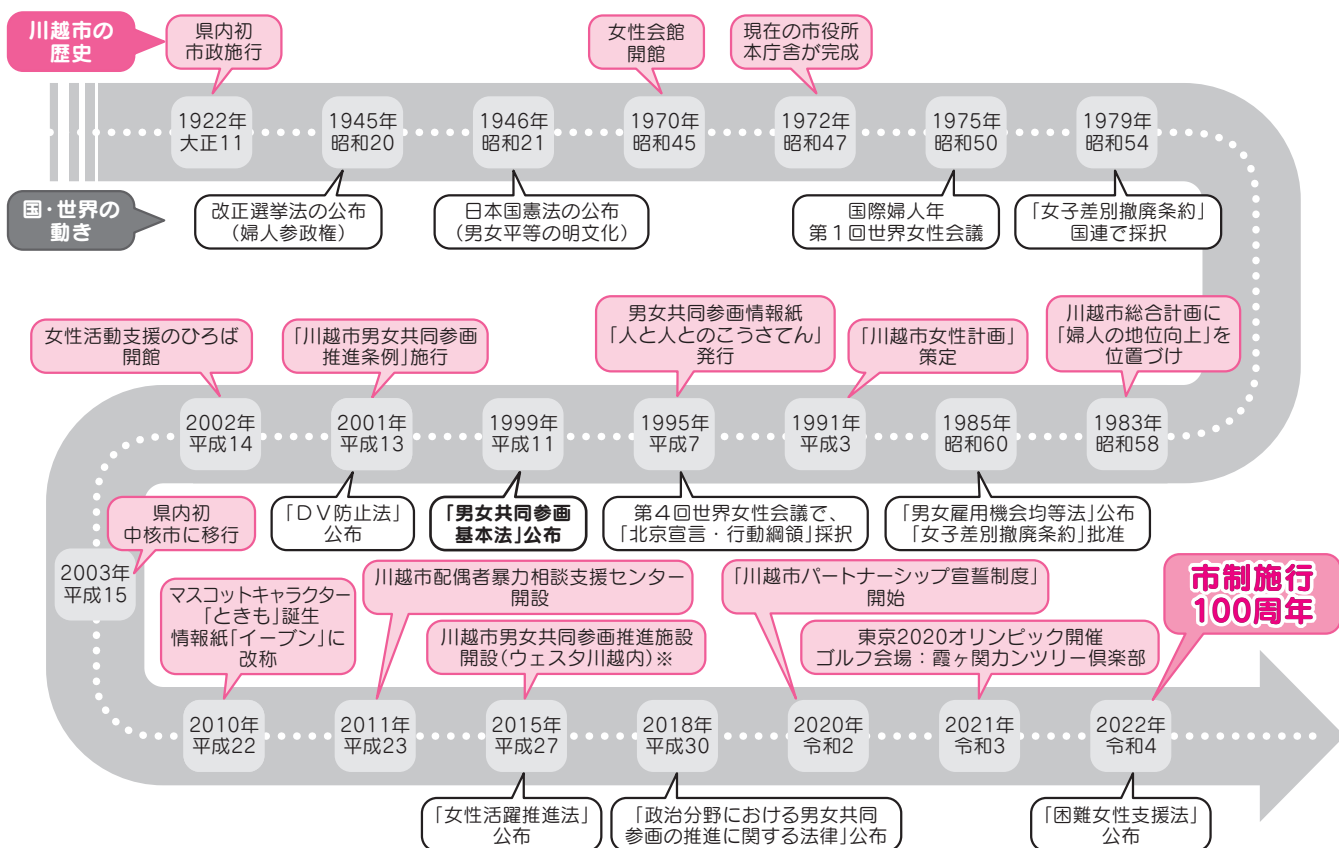
今からおよそ100年前、家父長制が色濃く残る大正時代には、女性の地位は低いものとされ、その権利は十分に保障されていませんでした。

時代が昭和に移り、選挙法改正による婦人参政権の獲得や、日本国憲法に男女平等が明文化されたことにより、女性の地位向上に向けた大きな転機が訪れました。

そして、昭和52(1977)年に、国が女性施策の方

向を示した「国内行動計画」を策定したことや、昭和55(1980)年に埼玉県が「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定したこと等を受けて、本市でも昭和58(1983)年に川越市総合計画に「婦人の地位向上」を位置づけ、平成3(1991)年には個別計画として「川越市女性計画」を策定しました。

その後、「川越市女性計画」は「川越市男女共同参画基本計画」と名を変え、令和3(2021)年度から第六次計画がスタートしています。まだまだ道半ばですが、計画の将来像である「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」に向けて、今後とも取組をすすめていきます。



男女共同参画週間

毎年6月23日～29日までの1週間は、国が主唱する「男女共同参画週間」です。

内閣府では、『男だから』『女だから』といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会を実現していくきっかけとなるキャッチフレーズを、ユース世代を対象に募集し、次のとおり最優秀作品を決定しました。

【最優秀作品】

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ



令和4年度男女共同参画市民フォーラムを開催しました

令和4年6月25日(土)、ウェスタ川越男女共同参画推進施設において、男女共同参画週間にちなんだ市民フォーラムを開催しました。

今回は、家事・育児・介護等、これまで女性が無償で担ってきたケア労働と、持続可能な社会との関係について考えました。

テーマ 「ケアを踏まえた社会を考える

— SDGsのジェンダー課題を読み解く —

講師：埼玉大学人文社会科学部教授 金井 郁 さん



● 持続可能な社会とケア

2030(令和12)年までに達成すべき目標として、SDGs(持続可能な開発目標)には17の目標が定められています。

そのうち、目標5には【ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う】と掲げられていますが、同じ文言が、SDGsの前文にも記されています。このことから、「ジェンダー平等は、SDGs全体を貫くテーマである」ということが

わかります。

今回のテーマである家事、育児、介護等のケアは、人間が生きていくうえで必要不可欠なものです。

伝統的な経済学では、ケアは「自然に湧き出てくるもの」と考えられてきましたが、実際には、労働時間を調整したり、保育園等の公共サービスを利用したりする必要があるため、社会がケアを確保・保障することが重要です。

また、経済学では「互いに独立して、自立した人間(合理的経済人)」が社会を構成すると想定しており、その想定をもとに各種施策が展開されています。しかし、このような人間観には「ケアを必要とする人や、ケアを担う人が存在するという視点」が抜け落ちており、金井先生は指摘します。

● 人はみな依存する存在である

乳幼児期のように、人生のどこかの時点では、人は必ずケアを必要とします。実際にケアを行うのは誰か、ケアがきちんと行われているか確認するのは誰か等、ケアに関わる問題は本来、社会的・政治的





な問題ですが、私的な問題（家族の義務）として、主に女性が担っているのが現状です。我が国では、男性の長時間労働も相まって、家事・育児の時間は圧倒的に女性の方が長く、ケアと両立するために非正規雇用を選択する女性も少なくありません。

SDGsの目標5には【無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する】という項目がありますが、道徳的に評価するだけで十分でしょうか。金井先生は、社会的な責任・道徳的な義務として、ケア提供者に対する支援や配慮が必要だと語ります。

● 日本のジェンダー格差

次に、我が国の労働市場の特徴について、金井先生は以下のように指摘します。

- 正規雇用と非正規雇用の処遇格差が大きい。
- 正規雇用と非正規雇用には、ジェンダーによる偏りが大きい。
- 結果的に、男女間での賃金格差が生じている。

また、総合職・一般職等の雇用区分や賃金体系、待遇等は、企業の慣行や裁量による部分が大きく、残業や転勤といった企業への拘束度が高い働き方ほど、処遇が高い傾向にあります。ケア提供者である多くの女性には、このような働き方は難しく、拘束度が低い、すなわち処遇が低い働き方を選択せざるを得ません。

果たしてこれは、女性が「自由に」「選択」した結果なのでしょうか。これからは「ケアを担う労働者」を標準的・中核的な労働者に位置付けること、企業への拘束度を下げて皆がケアに携われる社会を目指すことが重要になってきます。

そうすることで、目標5にある【あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する】という項目の達成も現実味を帯びてくるのではないのでしょうか。

● おわりに

このあと、金井先生は「ジェンダーニース」や「ジェンダー主流化」等、ジェンダー格差を解消するための考え方に言及したうえで、ジェンダーギャップ指数で諸外国から大きく遅れている我が国が持続可能な社会となるためには、ジェンダー平等の達成が必要で、と締めくくりました。

お話にあった「ケアを担う労働者」は女性とは限りません。男性も家事・育児・介護等に積極的に参加できるよう、働き方や家庭内のケア負担の見直しについて、家族と話し合ってみることが大切ですね。



用語解説 ～ ジェンダー関連 ～

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。経済、教育、健康、政治の4分野におけるデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

2022年の日本の順位は、146か国中116位（前回は156か国中120位）で、前回と比べてほぼ横ばいで、主要先進国では引き続き最下位となっている。

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
...	...	...
22	イギリス	0.780
...	...	...
27	アメリカ	0.769
...	...	...
99	韓国	0.689
...	...	...
102	中国	0.682
...	...	...
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648

【分野ごとの順位（日本）】

分野	順位	指数
経済	121	0.564
教育	1	1.000
健康	63	0.973
政治	139	0.061



ケア負担を見直そう！

～家庭でできるSDGs～

毎年発表されるSDGs達成度ランキング(2021年)では、日本は世界166カ国中18位※1でした。日本の順位は、2017年の11位から下降傾向にあり、その原因の一つに、目標5「ジェンダー平等」の達成度が低いことがあげられます。なかでも、「無報酬のケア労働」の担い手が女性に偏っていることが深刻な課題となっています。

女性の社会進出が進み、夫婦共働きの世帯数が専業主婦を含む世帯数の2倍以上となった※2現代でも、ケア労働に費やす時間は女性に偏っており、他国と比較しても、男女間の差がとても大きいことがわかります(右グラフ参照)。この偏りは、女性の社会進出を阻む要因や、仕事をしている女性の「家事も仕事も」の二重負担にもなるため、男女間でケア分担を公平にしていけることが大切です。

みなさんのご家庭のケア分担はどうなっているでしょうか。家事や育児だけでなく、見落とされがちな“名もなき家事”にも注意しながら書き出して、それぞれの分

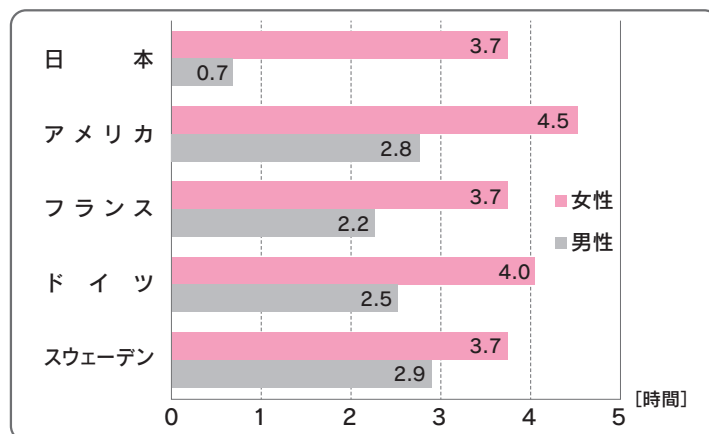
担についてご家庭で話し合ってみてください。

「女性だから」「男性だから」という意識をなくし、誰か一人に負担が偏ることがないように、家族みんなで協力し合うことがジェンダー平等の実現につながります。家庭でできるSDGsにみなさんも取り組んでみませんか。

※1 Sustainable Development Report 2021

※2 男女共同参画白書 令和3年版

参考【1日のうち無報酬のケア労働に費やす時間】



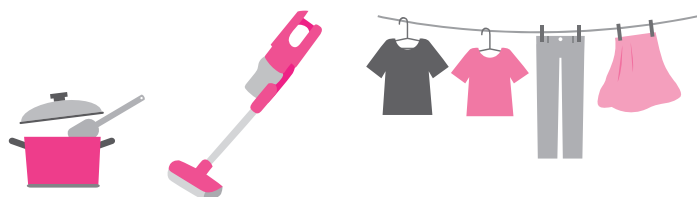
出典：Sustainable Development Report 2021

【ケア労働の一例】

- 料理
- 食器を洗う、しまう
- 食材や調味料の残量確認
- 洗濯
- 洗濯物をしまう
- ごみの分別
- ごみ箱に袋を取り付ける
- ごみの日の管理
- シャンプーや洗剤の詰め替え
- ティッシュ、トイレットペーパーの補充
- お風呂掃除
- お部屋の掃除

【こどもがいるご家庭】

- こどものおむつ交換やトイレ
- ミルクを作って飲ませる
- こどもをお風呂に入れる
- こどもの着替え
- こどもの歯磨き、洗顔
- こどもの寝かしつけ
- 学校のプリント、連絡帳の確認
- 宿題のチェック
- 保育園や幼稚園、習い事の送迎
- 急病時の対応



男女共同参画市民フォーラム 金井 郁さんの講演から

- 伝統的な経済学では、世帯を1つの単位として扱っており、世帯の構成員間
- は平等であることを前提としています。しかし、実際には経済学が考える
- ほど、家庭内は平等ではありません。
- 共働き夫婦についてみると、夫が「子どもが生まれても仕事・働き方を変えない」と先に決定した場合、その決定を
- 前提とする妻の働き方の選択は「自由な」選択と言えるのでしょうか。
- 妻は、自分が中心となって子育てをする前提で働き方を選択したり、子どもは女性が育てるべきという固定観念
- に従ったりするため、一時的にせよ、労働市場から退出していく傾向が生じます。

講座等のご案内（ウェスタ川越 男女共同参画推進施設）

令和4年度 男女共同参画講座（11月以降開催分）

お申し込みWeb <https://www.westa-kawagoe.jp/course/>

講座問い合わせ メール…entry@westa-kawagoe.jp TEL 049-249-1186

*お電話でのお申し込みは承っておりません。

講座名	開催日
男女共同参画意識啓発のための講座	
わたし×心×カラダ 春	3月7日(火)、3月23日(木)
男女共同参画社会づくり講座	11月16日(水)、11月21日(月)
ワークライフバランス	1月17日(火)、1月24日(火)
メディアリテラシー	3月26日(日)
就労支援講座	
初級ビジネス英語Listening編	3月11日(土)、3月25日(土)
ビューティスタイル講座	1月13日(金)～3月17日(金)
カラーセラピー	2月18日(土)～3月18日(土)
子育て・介護支援講座	
子どものための食育講座02	11月10日(木)、11月17日(木)
キッズワークショップ	2月4日(土)、2月25日(土)
親子体操	3月19日(日)
心と体の健康講座	
手づくり体験 うどんを打つ! 冬	1月22日(日)

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、やむを得ない事情により、変更や中止となる場合があります。

川越市協働委託事業

イーブンライフin川越 講演会 『矢嶋楯子の生き方 ～私たちがなすべきことを考える～』

講師 山田火砂子さん(映画監督)

日時 令和4年12月3日(土)

13:15/開場 14:00～15:00/講演

13:45/開演 15:00～15:20/質疑

会場 ウェスタ川越2階 市民活動・生涯学習施設 活動室1・2

申込 令和4年10月25日～11月25日（電話又はホームページから電子申請）

定員 80名 入場無料 ※応募多数の場合は抽選

お問い合わせ

川越市男女共同参画課

☎049-224-5723(直通)

*土・日・祝日を除く
8:30～17:15

風水害に備えていますか？

- 例年、台風や集中豪雨による河川の氾濫等、全国各地で災害が発生しています。
- 市では、避難指示等の避難情報や避難所開設情報を、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、SNS等で発信していますので、情報の入手方法について確認しましょう。
- また、非常時の持出品は、家族構成に応じて必要なものが異なります。市の備蓄品には限りがありますので、常備薬や生理用品、ミルク、哺乳瓶等の必要なものは、できるだけ事前に用意しておきましょう。
- 避難所では、妊産婦や乳幼児、高齢者、体の不自由な方等には特に配慮が必要です。新型コロナウイルス感染予防に加えて、授乳スペースや女性専用の着替えスペースを確保するなど、誰もが安心して過ごせる避難所づくりが重要です。



～小さな悩みも一緒に考えていきましょう～

女性相談

DV、家庭生活、夫婦関係など

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

川越市役所 男女共同参画課

☎049-224-5723

予約制

カウンセリングルーム

こころの悩み、セクハラなど

第2・第4木曜日(年末年始を除く)
10:00～16:00

ウエスタ川越 男女共同参画推進施設
※予約は川越市役所 男女共同参画課

☎049-224-5723

男性のための電話相談

男性の臨床心理士が対応します

第1・第3日曜日(6/19,1/1を除く)
11:00～15:00

With Youさいたま

☎048-601-2175

受付時間外は、With Youさいたま相談室へ
☎048-600-3800

DV相談^{プラス}

国(内閣府)が設置している相談窓口です

電話相談 (24時間対応) ☎0120-279-889

- メール相談(24時間対応)
- チャット相談(12:00～22:00)

メール、チャットによる相談は、DV相談+の
ホームページから受付することができます。
(<https://soudanplus.jp>)

DV、女性の抱える さまざまな悩み

月～土曜日(祝日・第3木曜日・年末年始を除く) 10:00～20:30 / 面談は予約制
埼玉県男女共同参画推進センター With Youさいたま ☎048-600-3800
(埼玉県配偶者暴力相談支援センター)

DVに関する相談

月～土曜日 9:30～20:30 / 日曜日・祝日 9:30～17:00(年末年始を除く)
埼玉県婦人相談センター(埼玉県配偶者暴力相談支援センター) ☎048-863-6060

DVお悩みチャット@埼玉

日曜日・水曜日・金曜日15:00～20:30(年末年始を除く)
相談は、ホームページから(<https://saitamaonayami.jp>)

DV、ストーカーに関する総合相談

月～金曜日 8:30～17:15(祝日を除く)
川越警察署 生活安全課 ☎049-224-0110

いのちの電話

24時間(365日)
埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343

セクハラに関する相談

月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
埼玉労働局雇用環境・均等室 ☎048-600-6210

にじいろ県民相談 (埼玉県LGBTQ県民相談)

毎週土曜日 18:00～22:00 ☎0570-022-282
LINE相談 LINEアプリで「埼玉県_にじいろ県民相談」を検索してください。

よりそいホットライン

24時間(365日)
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター ☎0120-279-338
※DV等女性の相談はガイダンスにそって#3を、性的マイノリティの相談は#4を押してください。

緊急の場合は
110番へ

イーブン

(川越市男女共同参画情報紙)

発行日：令和4年9月
発行：川越市男女共同参画課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1 TEL 049-224-5723 FAX 049-224-6705
印刷：六三四堂印刷株式会社